月２回発行　2019年10月1日／毎月１・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2339号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

指差呼称をシンプルに

ＯＫでもグッドでも可

西武造園グループの〝フィンガー・チェック〟

特集Ⅱ

翻訳資料で新規入場時教育

外国人に安全ルールを徹底

戸田建設㈱千葉支店

別冊付録

〝解体作業〟に伴う死亡災害の現状

井口　詔一郎

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825
メルマガも配信中です！

No.2339
2019 10/1

社労士が教える 労災認定の境界線

墓誌取り外し作業中に肩を痛める

＜執筆＞
一般社団法人ＳＲアップ21　北海道会
サッポロ労務行政事務所
所長　和田　繁彦

第 298 回

■ 災害のあらまし ■

K氏（71 歳）は、霊園墓所内に設置済みの墓誌（約 80 ～ 100 ㎏）の取り外し作業中に、両肩に強い痛みを感じた。当初は筋肉痛だと考え、続けて軽作業に従事した。その後他の病気での入院期間をはさみ３カ月後になっても痛みが治まらなかった。以前、首のヘルニアを患ったこともあり、その影響だろうと思っていたが、ほどなく肩の検査をして初めて受傷に気が付いた。

■ 判断 ■

医師から、上肢作業者が業務により上肢を過度に使用した結果発症したと考えられるとの指摘があり、その当時の状況から**業務上**と判断された。

■ 解説 ■

業務上災害と認められるには、「業務遂行性」と「業務起因性」がポイントになる。業務遂行性は災害の原因になる行為が「業務を遂行している最中か否か、事業主の支配下にある状態か否か」であり、業務起因性は、災害や疾病の発生原因が業務と相当程度の因果関係があるか否かが判断の基準になる。今回の事案は、業務上の疾病についての問題であり、業務起因性が論点となる。実務上は業務または業務行為を含めて労働者が労働契約に基づき事業主の支配管理下にあることに伴う危険が現実化したものと経験則上認められるか否かによる。

そこで厚生労働省では、労働者に発症した上肢障害を労災と認定する際の基準として「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準」を定めている。腕や手を過度に使用する機会は仕事だけではなく家事やスポーツといった日常生活の中に沢山あり、

上肢障害と同様な状態は、五十肩（肩関節周囲炎）のように関節を構成する骨、軟骨、靭帯や腱などが老化現象により炎症が起きることがある。そこでこの認定基準に該当するか否かで業務上外を判断することとしている。この認定基準による労災と認定されるためには３つの要件をすべて満たし、医学上療養が必要であると認められると業務上の災害に該当する。

その要件①は、上肢など（後頭部、頸部、肩甲骨、上腕、前腕、手、指）に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間（１週間とか 10 日間という極めて短期的なものではなく、原則として６カ月程度以上従事した場合）後に発症したものであること、この原則６ヵ月以上としているのは、業務に慣れるのにおおむね３カ月を要し、この期間中の症状はいわば作業不慣れからくる単なる疲労と認められることが多いことによる。Ｋ氏の職種は、石工、運転手で軽作業に従事してきたが人手不足のおり、10 年ほど多能工として共同作業に従事していた。共同作業とはいえ、重さ 80 ～ 100kg の墓誌を上肢などの特定の部位に負担のかかる状態での作業であったこと、従事していた期間も６カ月以上あった。要件②は、発症前に過重な業務に就労したこと、上肢などに負担のかかる作業を主とする業務に医学経験則上、上肢障害の発症の有力な原因と認められる業務量を有するものであること、過重な業務に就労したか否かを判断するにあたっては、業務量だけでなく「長時間連続・過度の緊張、他律的かつ過度な作業ペース、不適切な作業環境、過大な重量負荷・力の発揮」なども考慮される。要件③は、過重な業務への就労と発症までの経過が医学上妥当なものと認められること、Ｋ氏は肩については既往症がなかった



が、以前に首のヘルニアを患ったこともあり、検査を受けて首に異常がないことが判明した際に、担当医により肩の検査を勧められて判明したものである。これまで加齢に伴う筋肉痛と考え軽作業に従事してきたが、肩のレントゲン検査により外傷性右肩腱板断裂、右肩関節周囲炎と診断された。

上肢などに負担のかかる作業と同様な動作は、日常生活の中に多数存在している。通達「平成９年２月３日付基発第 65 号」によると、上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について、上肢作業に伴う上肢等の運動器の障害は、加齢や日常生活とも密接に関連しており、その発症には、業務以外の個体要因（例えば年齢、素因、体力など）や日常生活要因（例えば家事労働、育児、スポーツなど）が関与している。従って、これらの要因をも検討したうえで、上肢作業者が業務により上肢を過度に使用した結果発症したと考えられる場合には、業務に起因することが明らかな疾病として取り扱うものであるとしている。従って、今回の事案は業務上災害と認められた。今後は、高年齢者に配慮した安全対策の構築が求められる。

◇ SR アップ 21：www.srup21.or.jp